

徳島県気候変動対策推進計画 (緩和編) 別冊

徳島県 促進区域の設定に関する 環境配慮基準

令和4年7月

徳島県

<目 次>

第1章 基準の基本的事項等

- 1 基準策定の趣旨 1
- 2 基準の位置づけ 1

第2章 基準

- 1 太陽光発電（出力が50kW以上のもの） 3
 - （1）促進区域に含めない区域 3
 - （2）促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項 4

- 第3章 基準の見直しについて 9

第1章 基準の基本的事項等

1 基準策定の趣旨

本県では、令和2年3月に「徳島県気候変動対策推進計画（緩和編）」を策定し、国を上回る温室効果ガス排出量の削減目標を掲げ、県民総ぐるみで気候変動対策に取り組んでいます。

こうした中、令和3年6月に公布された改正地球温暖化対策推進法では、地方公共団体実行計画制度を拡充し、円滑な合意形成を図りながら、適正に環境に配慮し、地域に貢献する再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）事業の導入拡大を図る「地域脱炭素化促進事業」制度が新設されました。

当制度は、市町村が、国や都道府県が設定する環境保全に係る基準に基づき、再エネの促進区域等を設定することを通じ、円滑な地域合意形成を促すポジティブゾーニングの仕組みです。

この度、市町村の再エネ促進区域設定を促すため、国から示される基準等を踏まえ、法令・条例等に基づき騒音、土地の安定性、生物の多様性、眺望景観などの環境に配慮した徳島県促進区域の設定に関する環境配慮基準（以下「基準」という。）を策定することとしました。

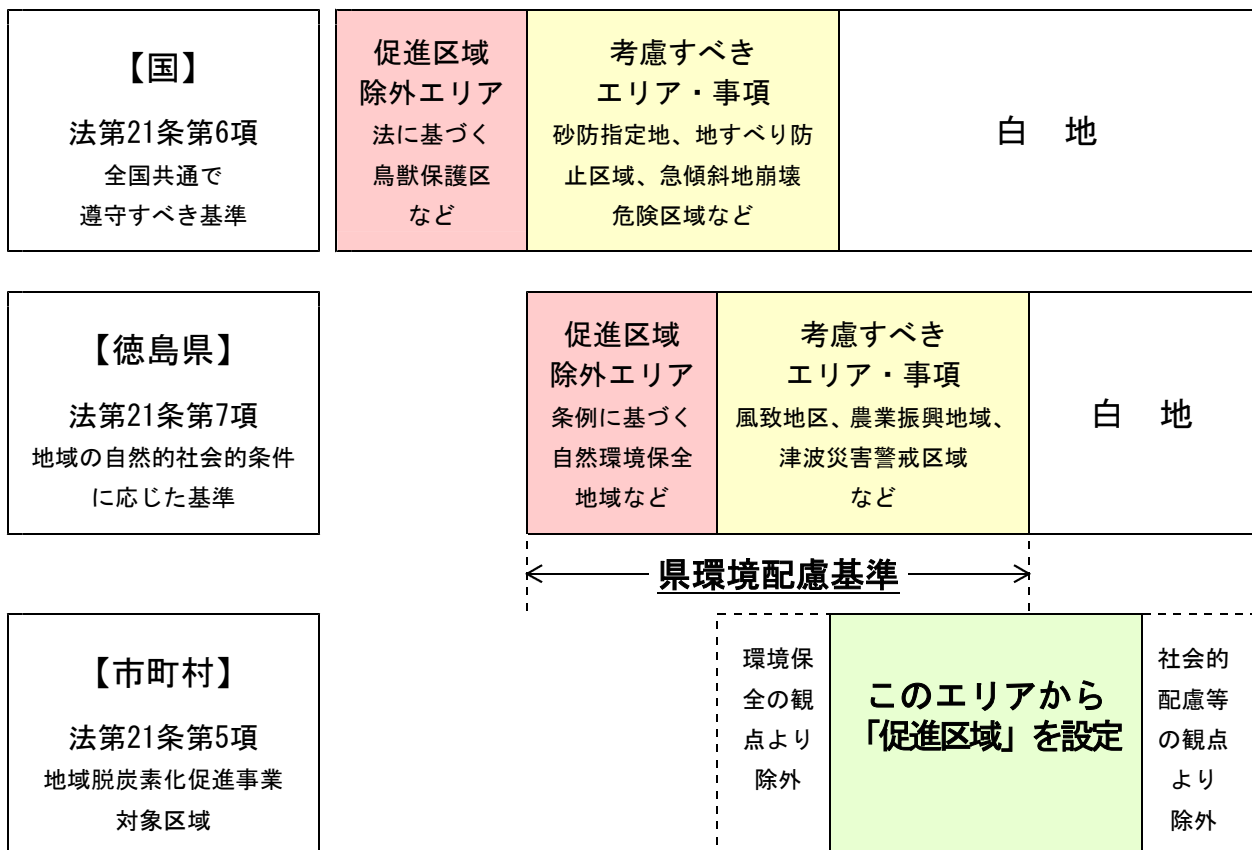
2 基準の位置づけ

本基準は、地球温暖化対策推進法第21条第6項及び第7項に規定する都道府県が定める基準です。

国は、環境保全上の支障を及ぼすおそれがないものとして定める省令によって、全国のいずれの市町村も共通して遵守すべき基準を定めます。

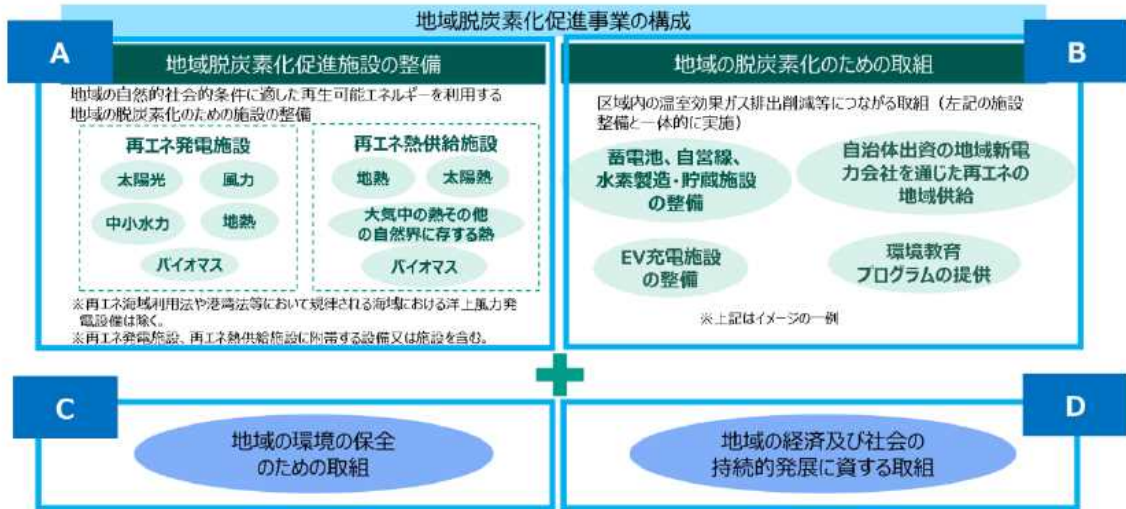
県は、国の基準を踏まえ、地域の自然的社会的条件に応じた環境保全に配慮して、県の環境配慮基準を定めます。

市町村は、自ら定める再エネ導入目標を念頭に置き、国・県の基準に基づき、環境保全の観点に加えて社会的配慮の観点も考慮しながら促進区域等を設定します。



●地域脱炭素化促進事業とは？

再エネを利用した地域の脱炭素化のための施設（地域脱炭素化促進施設）の整備及びその他の「地域の脱炭素化の取組」を一体的に行う事業であって、「地域の環境の保全のための取組」及び「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」を併せて行うものです。



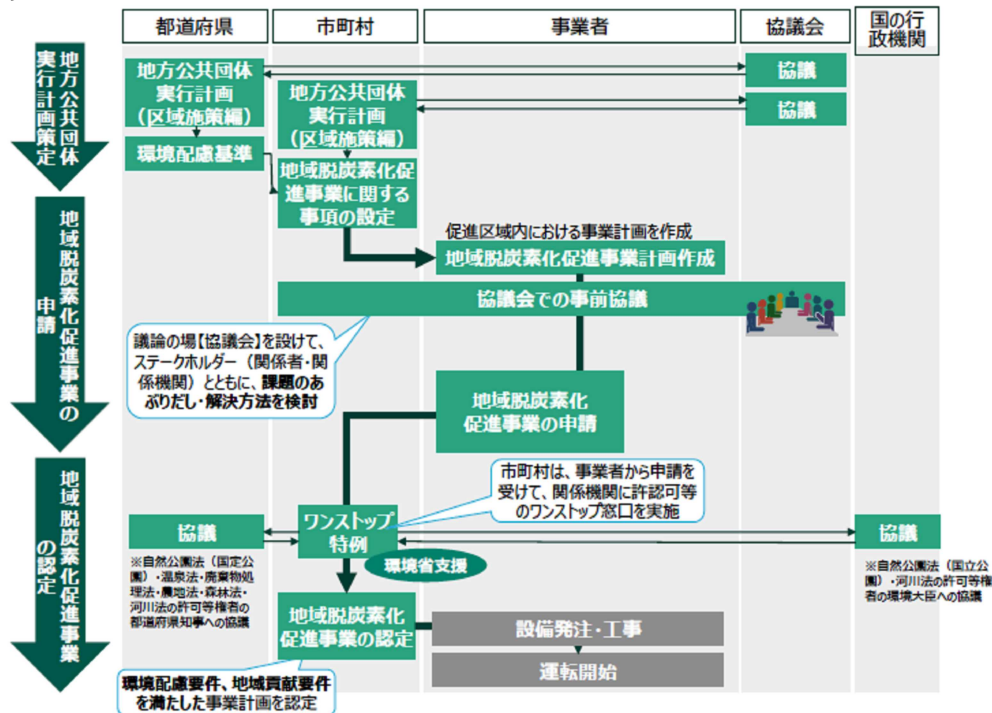
地域脱炭素化促進事業の構成
 （出典）環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」

●地域脱炭素化促進事業制度全体の流れ

市町村が、促進区域等を設定する際は、協議会等を活用し、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる必要があります。

さらに、事業者が地域脱炭素化促進事業計画の認定を申請する際、協議会が組織されているときは、当該協議会における協議をしなければなりません。

地域脱炭素化促進事業に関する制度の基本的なフローと各主体の役割は次のとおりです。



地域脱炭素化促進事業に関する制度の基本的なフロー
 （出典）環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」

第2章 基準

市町村は、次の基準に基づき促進区域を設定すること。

1. 太陽光発電（出力が50kW以上のもの。）

(1) 促進区域に含めない区域

次の表に掲げる区域については促進区域に含めないこと。

環境配慮事項	促進区域に含めない区域	区域等の設定根拠
・土地の安定性への影響	・保安林 ・第一種森林管理重点地域	・森林法 ・徳島県豊かな森林を守る条例
・植物の重要な種及び重要な群落への影響	・徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例による保護区	・徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例
・動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・国指定剣山山系鳥獣保護区 ・県指定鳥獣保護区特別保護地区	・鳥獣保護管理法 ・鳥獣保護管理法
・地域を特徴づける生態系への影響	・徳島県自然環境保全地域	・徳島県自然環境保全条例
・主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・国立/国定公園 第1種特別地域 ・徳島県立自然公園 第1種特別地域	・自然公園法 ・徳島県立自然公園条例

※法令等の名称は下記のとおり略称を用いた。

- ・鳥獣保護管理法:鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）

(2) 促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項

次に掲げる「促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項」について、「収集すべき情報」とその「収集方法」に基づいて必要な情報を収集し検討を行うこと。また、検討の結果を踏まえて促進区域を設定するとともに、促進区域で行われる事業について、環境の保全への適正な配慮を確保するための適切な措置（下記の「適正な配慮のための考え方」に掲げる措置など）が講じられることが確保されるよう、「地域の環境の保全のための取組」に位置づけること。

促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮のための考え方（促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置）
	収集すべき情報	収集方法	
・騒音による生活環境への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・保全対象施設（学校、病院等）の分布状況 ・住宅の分布状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境アセスメントデータベース（EADAS） ・関係機関、部局が示す情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・「工事用資材等の搬出入」について、道路交通騒音に係る環境影響を実行可能な範囲で回避又は低減する措置を講じること。 ・「建設機械の稼働」について、建設作業騒音に係る環境影響を実行可能な範囲で回避又は低減する措置を講じること。 ・「施設の稼働」について、施設の稼働による騒音に係る環境影響を実行可能な範囲で回避又は低減する措置を講じること。なお、パワーコンディショナ・空調機器・変圧器の設置場所については、環境保全配慮施設や住宅との離隔距離を十分に確保するとともに、パワーコンディショナ本体はキュービクルやコンテナ等に収納するなど適切な防音対策を講じること。
・水の濁りによる影響	<ul style="list-style-type: none"> ・河川等の公共用水域の水質状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境アセスメントデータベース（EADAS） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「造成等の施工による一時的な影響」について、水の濁りに係る環境影響を、実行可能な範囲で回避又は低減する措置を講じること。 ・「地形改変及び施設の存在」について、水の濁りに係る環境影響を、実行可能な範囲で回避又は低減する措置を講じること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興上支障がないか（農業用排水施設の機能に支障がないか） 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関、部局へ聞き取り ・土地改良区に聞き取り 	<ul style="list-style-type: none"> ・促進区域の設定にあたっては、農業振興上支障とならないよう留意すること。 ・農地に発電設備を設置するには、それぞれの農地の状況に応じて、事前に「農用地区域からの除外」や、「農地転用許可」等の手続きが必要。
	<ul style="list-style-type: none"> ・農業用ため池の利水のための管理や日常の維持管理、営農に支障がないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ため池管理者へ聞き取り 	<ul style="list-style-type: none"> ・ため池の保全に備えた適正な事業計画にすること。

<p>・重要な地形及び地質への影響</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防指定地 ・地すべり防止区域 ・急傾斜地崩壊危険区域 ・土砂災害警戒区域 ・土砂災害特別警戒区域 	<p>・水防砂防情報マップ（徳島県HP）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防、地すべり、急傾斜地は、開発の規模に対して制限しており、砂防、地すべり、急傾斜地の区域は、一定以上の開発行為に対しては、事前に県知事の許可が必要となる。 ・土砂法は、住家等の建築を法律で制限をしており、土砂災害特別警戒区域内に住家を建築する際には、建築物の構造方法が規制され、建築確認申請が必要な場合がある。 ・これらは、太陽光発電を行為として禁止しているものではないが、促進区域として扱い、開発を促進することは防災上不適切ではないかと考えられる区域である。
<p>・土地の安定性への影響</p>	<p>・農業振興上支障がないか（土砂の流出や崩壊等により、周辺農地への営農上の支障がないか）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関、部局へ聞き取り ・ハザードマップ 	<ul style="list-style-type: none"> ・促進区域の設定にあたっては、農業振興上支障とならないよう留意すること。 ・農地に発電設備を設置するには、それぞれの農地の状況に応じて、事前に「農用地区域からの除外」や、「農地転用許可」等の手続きが必要。
	<p>・地すべり防止区域（農林水産省農村振興局所管）</p>	<p>・徳島県担当部局へ聞き取り</p>	<p>・地すべり防止区域について、太陽光発電施設を設置する行為が地すべりを助長・誘発するおそれのあるものであるかを検討する。</p>
	<p>・徳島県ため池データベース</p>	<p>・徳島県HP</p>	<p>・太陽光発電設備を設置する際は、アンカー等の支持物が所要の安定性を満足する（流木等の流入も考慮に入れて）よう必要な措置を講じる。</p>
	<p>・農業用ため池の将来の事業実施の有無</p>	<p>・徳島県関係部局へ聞き取り</p>	<p>・「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」により、防災工事等の集中的かつ計画的な推進にとりくんでいるため、防災重点農業用ため池については、事前に将来の事業計画について確認すること。</p>
	<p>・農業用ため池のハザードマップ</p>	<p>・関係機関、部局へ聞き取り</p>	<p>・決壊した場合に流出したパネル等の速やかな回収ができるように影響範囲を把握しておくこと。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防指定地 ・地すべり防止区域 ・急傾斜地崩壊危険区域 ・土砂災害警戒区域 ・土砂災害特別警戒区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・水防砂防情報マップ（徳島県HP） 	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防、地すべり、急傾斜地は、開発の規模に対して制限しており、砂防、地すべり、急傾斜地の区域は、一定以上の開発行為に対しては、事前に県知事の許可が必要となる。 ・土砂法は、住家等の建築を法律で制限をしており、土砂災害特別警戒区域内に住家を建築する際には、建築物の構造方法が規制され、建築確認申請が必要な場合がある。 ・これらは、太陽光発電を行為として禁止しているものではないが、促進区域として扱い、開発を促進することは防災上不適切ではないかと考えられる区域である。
	<ul style="list-style-type: none"> ・地すべり防止区域（林野庁所管） 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県担当部局へ聞き取り 	<ul style="list-style-type: none"> ・地すべり防止区域について、太陽光発電設備を設置する行為が地すべりを助長・誘発するおそれのあるものであるかを検討する。
<ul style="list-style-type: none"> ・反射光による生活環境への影響 	<ul style="list-style-type: none"> ・保全対象施設（学校、病院等）の分布状況 ・住宅の分布状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境アセスメントデータベース（EADAS） ・関係機関、部局が示す情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業地の周囲に植栽を施すこと、太陽光の反射を抑えた仕様のパネルを採用すること、又はアレイの配置若しくは向きを調整することなど、保全対象施設や住宅の窓に反射光が差し込まないように措置を講じること。
<ul style="list-style-type: none"> ・植物の重要な種及び重要な群落への影響 	<ul style="list-style-type: none"> ・植生自然度の高い区域 ・特定植物群落 ・巨樹、巨木林 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境アセスメントデータベース（EADAS） ・環境省 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地の改変を避けた事業計画とすること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省レッドリスト ・徳島県レッドリスト ・県指定希少野生生物 ・国内希少野生動植物 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方環境事務所 ・徳島県担当部局 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に先立ち、必要に応じた調査を行い、必要な措置を講じること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県の活かしたい生態系リスト 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県HP 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に先立ち、必要に応じた調査を行い、必要な措置を講じること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・天然記念物（国・県指定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の国・県指定等文化財一覧 ・徳島県文化財保存活用大綱 	<ul style="list-style-type: none"> ・促進区域を設定しようとしている場所について、保護されている動物や区域に影響が出ないかどうか徳島県担当部局と事前協議すること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・保護林 ・緑の回廊 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境アセスメントデータベース（EADAS） ・森林管理局 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に先立ち、必要に応じた調査を行い、必要な措置を講じること。

・動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・環境省レッドリスト ・徳島県レッドリスト ・県指定希少野生生物 ・国内希少野生動植物	・地方環境事務所 ・徳島県担当部局	・事業に先立ち、必要に応じた調査を行い、必要な措置を講じること。
	・徳島県の活かしたい生態系リスト	・徳島県HP	・事業に先立ち、必要に応じた調査を行い、必要な措置を講じること。
	・県指定鳥獣保護区	・鳥獣保護区等位置図	・鳥獣の生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないよう配慮すること。
	・天然記念物（国・県指定）	・県内の国・県指定等文化財一覧 ・徳島県文化財保存活用大綱	・促進区域を設定しようとしている場所について、保護されている動物や区域に影響が出ないかどうか徳島県担当部局と事前協議すること。
	・保護林 ・緑の回廊	・環境アセスメントデータベース（EADAS） ・森林管理局	・事業に先立ち、必要に応じた調査を行い、必要な措置を講じること。
	・地域を特徴づける生態系への影響	・重要里地里山 ・重要湿地 ・生物多様性重要地域 ・昆虫類の多様性保護のための重要地域	・環境アセスメントデータベース（EADAS）
・徳島県の活かしたい生態系リスト		・徳島県HP	・事業に先立ち、必要に応じた調査を行い、必要な措置を講じること。
・自然再生の対象となる区域		・環境アセスメントデータベース（EADAS） ・自然再生協議会	・事業に先立ち、必要に応じた調査を行い、必要な措置を講じること。
・保護林 ・緑の回廊		・環境アセスメントデータベース（EADAS） ・森林管理局	・事業に先立ち、必要に応じた調査を行い、必要な措置を講じること。
・主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・国立/国定公園、県立自然公園 ・長距離自然歩道	・地方環境事務所 ・徳島県担当部局	・事業に先立ち、必要に応じた調査を行い、必要な措置を講じること。
	・徳島県の活かしたい生態系リスト	・徳島県HP	・事業に先立ち、必要に応じた調査を行い、必要な措置を講じること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・風致地区 ・景観計画区域・重要な景観形成地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関、部局への聴取 	<ul style="list-style-type: none"> ・風致地区において「工作物の設置」、「土地の開墾その他の土地の形質の変更」、「木竹の伐採」等の行為を行う場合には、事前に関係機関、部局の許可が必要となる。 ・景観条例の届出対象行為への該当の有無等について、事前に関係機関、部局に確認する必要がある。
	<ul style="list-style-type: none"> ・重要伝統的建造物群保存地区 ・重要文化的景観 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の国・県指定等文化財一覧 ・徳島県文化財保存活用大綱 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村は、促進区域を設定しようとしている場所について、条例や景観計画によって保護されている区域に影響がないかどうか審議会に諮ること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・名勝（国・県指定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の国・県指定等文化財一覧 ・徳島県文化財保存活用大綱 	<ul style="list-style-type: none"> ・促進区域を設定しようとしている場所について、保護されている区域に影響がないかどうか徳島県担当部局と事前協議すること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・遍路道 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県担当部局 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に先立ち、必要に応じた調査を行い、必要な措置を講じること。
<ul style="list-style-type: none"> ・主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響 	<ul style="list-style-type: none"> ・長距離自然歩道 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県担当部局 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該歩道の改変を避けた、又は改変をできる限り小さくした事業計画にすること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・遍路道 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県担当部局 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に先立ち、必要に応じた調査を行い、必要な措置を講じること。
<ul style="list-style-type: none"> ・その他環境配慮に必要と認められる事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域 ・津波災害警戒区域 ・高潮浸水想定区域（感電事故防止） 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県HP 	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の設置場所が浸水が想定される区域である場合は、感電事故防止のため、パワーコンディショナや集電箱などの機器を、敷地内で想定される浸水深より高い位置に設置するなど、浸水リスクの回避を検討すること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域（浸水による周辺への影響） 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県HP 	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水の流出量や浸透、涵養量の変化について、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、水質や水象への影響を回避又は低減する措置を講じること。

※法令等の名称は下記のとおり略称を用いた。

- ・土砂法:土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）
- ・重要里地里山:生物多様性保全上重要な里地里山
- ・重要湿地:生物多様性の観点から重要度の高い湿地

第3章 基準の見直しについて

本計画で掲げる目標及び関連する施策の実施状況並びに本県の自然的社会的条件の状況を勘案しつつ、必要があると認めるときは、本基準の見直しを適宜行うものとする。